No. 2
１１月区長便

令和８年１１月４日

自 治 区 長　　各　位

清掃業務課長　青木　誠

折り畳みごみステーションの配布数量・基準等の改定について

自治区負担の軽減を図るため、令和８年４月１日より実施が始まった、折り畳みごみステーションの配布の取り組みに関して、配布数量と配布基準等の改定をします。
なお、主な改定は以下のとおりです。

改定前	改定後
●配布数量 １つのステーションに２個まで	●配布数量 １つのごみステーションに対しての世帯数、ごみの量、設置可能場所に応じて配布
●配布基準 （1）配布する対象は道路脇や道路法面等でしか場所を確保できないごみステーションとする。 （2）既存ごみステーションの容量を超えるごみに対応する目的での配布は行わないものとする。	●配布基準 **（１）の基準の廃止** **（２）の基準の廃止**

受領までのフロー

自治区：市（清掃業務課）へ支給相談
↓
市（清掃業務課）が支給条件確認
↓
市（清掃業務課）が現場確認
↓
自治区：市（清掃業務課）で受取



※幅 1850 ㎜×奥行き 630 ㎜×高さ 680 ㎜

【連絡先】豊田市役所　清掃業務課
渡刈町大明神３９－３
電話：７１－３００３
担当：柴山、山田